

作業環境測定を行うべき作業場と測定の内容

| 作業場 | | 測定対象の有害物 | 測定期間 | 記録の保存年数 |
|-----------------------------------|---------------------------|---|------------|-----------------------|
| 土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場 | | 空気中の濃度および粉じん中の遊離けい酸含有率 | 6か月以内ごとに1回 | 7年 |
| 特定化学物質を製造し、または取り扱う屋内作業場等 | | 第1類物質または第2類物質の空気中の濃度 | 6か月以内ごとに1回 | 3年 (特定の物質については30年) |
| 有機溶剤を製造し、または取り扱う一定の業務を行う屋内作業場 | | 第1種有機溶剤または第2種有機溶剤の空気中の濃度 | 6か月以内ごとに1回 | |
| 一定の鉛業務を行う屋内作業場 | | 空気中の鉛の濃度 | 1年以内ごとに1回 | |
| 著しい騒音を発する屋内作業場 | | 等価騒音レベル | 6か月以内ごとに1回 | |
| 空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの | | 一酸化炭素および二酸化炭素の含有率、室温および外気温、相対湿度場合によってホルムアルデヒド | 2か月以内ごとに1回 | |
| 暑熱、寒冷または多湿屋内作業場 | | 気温、湿度、ふく射熱 | 半月以内ごとに1回 | |
| 酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場 | | 第1種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、空気中の酸素の濃度 | 作業開始前等ごと | 3年 |
| | | 第2種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、空気中の酸素および硫化水素の濃度 | | |
| 坑内の作業場 | 炭酸ガスが停滞し、または停滞するおそれのある作業場 | 炭酸ガスの濃度 | 1か月以内ごとに1回 | |
| | 28℃を超え、または超えるおそれのある作業場 | 気温 | 半月以内ごとに1回 | |
| | 通気設備のある作業場 | 通気量 | 半月以内ごとに1回 | |
| 石綿等を取扱い、もしくは試験研究のため製造する屋内作業場 | | 石綿の空気中における濃度 | 6か月以内ごとに1回 | 40年 |
| 放射線業務を行う作業場 | 放射線業務を行う管理区域 | 外部放射線による線量当量率 | 1か月以内ごとに1回 | 5年 |
| | 放射性物質取扱作業室 | 空気中の放射性物質の濃度 | 1か月以内ごとに1回 | |
| | 事故由来廃棄物等取扱施設 | | | |
| | 坑内における核原料物質の採掘の業務を行う作業場 | | | |